

○更新登録申請内容チェックリスト(社会福祉法人苫前町社会福祉協議会)

番号	項目		要件	適否	内容	前回との相違点
1	運送主体		NPO法人、公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	○	社会福祉法人	-
2	運送の対象	複数乗車	透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎など、運送の態様に基づいて運営協議会で必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送(複数乗車)することができる。 また上記の場合以外でも、運営協議会にて申請内容について適当と認められる場合には、複数乗車が可能。 【適当と認められた事例】 ① 同一町内の身体障害者、要介護認定を受けている者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送 ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送 ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活(買物等)のための輸送 ④ 特別支援学校(旧:養護学校)への送迎と施設間の輸送 ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送 ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送 ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送	○	⑥に該当 ※社会福祉法人苫前町社会福祉協議会福祉有償運送事業運営規程より	申請団体より、同居の親族である複数の利用者が、発着地を同じくして利用する場合に限り、当該複数の利用者を同乗させての移送を実施する旨の申請あり。 →事務局で内容を確認し、適当と判断。
		会員登録された移動制約者およびその付添人	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険施行規則第140条の第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(基本チェックリスト該当者) ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者	○	会員数1名 イ 身体障害者1名 ロ 精神障害者0名 ハ 知的障害者0名 ニ 要介護認定者1名 ホ 要支援認定者0名 ヘ 基本チェックリスト該当者0名 ト その他0名 ※参考様式第八号【身体状況等、態ごとの会数】・【旅客の名簿】より	前回申請時より、運送対象者が変更となったため、運送しようとする旅客の範囲を拡大している。 会員数9名→1名 イ 身体障害者0名→1名 ニ 要介護認定者8名→1名 ホ 要支援認定者1名→0名
3	運送の形態	発着地	運送の発地又は着地のいずれかが苫前町内にあることを要する。	○	苫前町在住 1名 ※参考様式第八号【旅客の名簿】より	-
4	使用車両	福祉車両	寝台車、車いす車、寝台・車いす兼用車、回転シート車	○	車いす車 2台 回転シート車 1台 ※車両一覧・自動車検査証(写)より	-
		セダン型	乗降装置を備えていない福祉車両以外の車両。	○	乗用 3台	-
		使用権原	使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、運営主体が提供者と当該車両の使用に関する契約について書面をもって締結する必要がある。	○	法人所有車 6台 (うちリース車3台)	-
5	運転者	2種免許の場合	その効力が停止されていないこと。	-	該当なし	-
		講習	①国土交通大臣が認定した研修等を修了していること。 ②セダン型運転者については、介護福祉士の資格を持っているか、国土交通大臣が認定した研修等を修了していること	○	福祉有償運送運転者・セダン等運転者講習会受講 3名 ※講習修了書(写)より	-
		免停	申請日前2年間、運転免許停止処分を受けていないこと。 自動車安全運転センター愛知県事務所に申請して運転記録証明書等を取得し、その写しを事務局へ提出すること。	○	運転記録証明書 3枚 ※各証明書(写)添付	-
6	損害賠償	任意保険もしくは共済	運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者障害を対象に含むものに限る。)に加入していること又はその計画があること。	○	対人 無制限 対物 無制限 ※自動車共済証明書より	-
7	運送の対価		近隣のタクシー運賃の概ね1/2を目安とすること。 ※営利を目的としていると認められない実費の範囲であれば、タクシー運賃の1/2を超えて設定することも可能。	○	運賃 2.0kmまで300円 その後 1.0km毎に120円加算	-
8	管理運営体制	体制	運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていることを要する。	○	※様式第7号【運行管理の体制等を記載した書類】より	-
		運行管理責任者	事業所ごとに運行管理の責任者を選任すること。 車両を5台以上有する事業所にあつては、有資格者を選任すること。 やむを得ず不在となる場合は、あらかじめ運行管理を代行する者を定めること。	○	運行管理の責任者 ※様式第7号【運転管理の体制等を記載した書類】より	-
9	法令遵守		許可を受けようとする者(役員全員)が、道路運送法第79条の4第1号から第4号の欠格事由に該当するものでないこと。また、これにとどまらず、社会福祉法、介護保険法、身体障害者福祉法 等福祉関係法令、並びに特定非営利活動法人促進法等の非営利団体を構成する根拠法に違反の無いようにしなければならない。	○	※様式第1号【宣誓書】より	-

※前回より変更があった箇所については、着色している。